

第14期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 | 平成29年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 | 東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店（2階会議室）

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 株式併合の件
第4号議案 取締役9名選任の件

三井住友建設株式会社

証券コード：1821

目 次	
招集ご通知	01
議決権行使のご案内	02
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	04
第2号議案 定款一部変更の件	05
第3号議案 株式併合の件	06
第4号議案 取締役9名選任の件	07
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43

株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目1番6号
三井住友建設株式会社
代表取締役 新 井 英 雄
社 長

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成29年6月28日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店（2階会議室）

3. 目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第14期計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 株式併合の件 |
| | 第4号議案 取締役9名選任の件 |

以 上

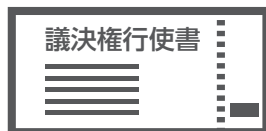
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類（事業報告、連結計算書類、計算書類）の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 当社ウェブサイト (<http://www.smcon.co.jp>)

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 平成29年 6月29日(木) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



(株主総会会場)当社本店(2階会議室)

- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。(株主様でない代理人および同伴の方など株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。)

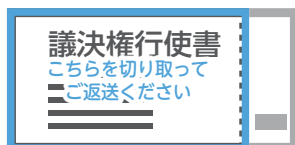
株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 平成29年 6月28日(水) 午後5時45分



郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net/>

にて各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。



携帯電話やスマートフォンなどによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、つぎの事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <http://www.web54.net/>

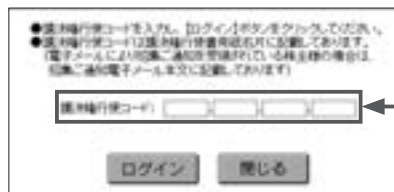


携帯電話やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

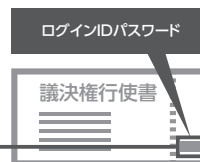


2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「パスワード」を入力

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

第14期の期末配当につきましては、上記方針のもと、第14期の財務内容、業績及び今後の経営施策等を勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき前期比1円増配し3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,438,565,483円となります。

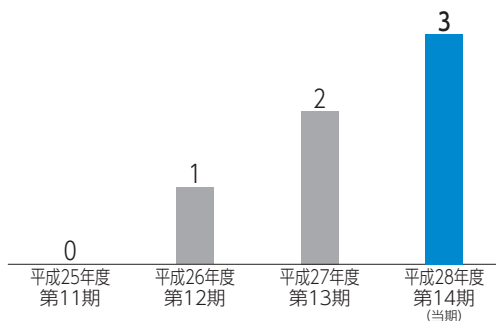
3

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

(ご参考) [当社普通株式1株当たり配当金の推移](#)

(円)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業内容の多角化に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（13）（条文省略） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） （14）～（21）（条文省略） 第3条～第38条 （条文省略）	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（13）（現行どおり） <u>（14） 道路、鉄道、港湾、空港、河川、上下水道、庁舎、教育・文化施設、駐車場、廃棄物処理施設その他の公共施設およびこれらに準じる施設等の企画、設計、建設、保有、維持管理および運営</u> <u>（15） 貨物利用運送事業</u> <u>（16） 古物の買取および販売</u> <u>（17） 医療用機械器具等の販売および賃貸</u> <u>（18）～（25）（現行どおり）</u> 第3条～第38条 （現行どおり）

第3号議案

株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

当社の発行済株式総数は、平成17年9月に発行した優先株式に係る取得請求権の行使によって普通株式の発行済株式数が増加したため、平成29年3月31日現在で813,366,605株となっております。

この株数は、東京証券取引所市場第一部の上場企業の平均上場株式数の約4.3倍と極めて多く、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の最低水準である5万円を大きく下回っております。

この結果、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえ、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしたいと存じます。併合割合につきましては、望ましいとされる投資単位の水準への調整の中で、保有機会を失う株主様の数を極力抑えられるよう、慎重に決定しております。

なお、今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、今後は柔軟な利益配分を行うことができるものと考えております。

また、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社株式の売買単位を最終的に100株に統一するための取組みを進めていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものいたします。

2. 株式併合の割合

当社株式について5株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、その端数の合計数に相当する数の株式を会社法の定めに基づき一括して売却又は当社が自己株式として買い取り、その売却代金等を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

533,892,994株

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日付で、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(株式の総数)	(株式の総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 26億6,946万4,970株とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 5億3,389万2,994株とする。

第4号議案

取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、当社が土木工事業、建築工事業を主体とした総合建設会社であるという観点から両事業に対する相当程度の知見を有するとともに、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をバランスよく取締役会の構成員とすることを基本方針とし、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会における協議の結果を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案が原案どおり承認されますと、取締役及び監査役総数14名中5名が東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となります。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会/出席回数
1	再任 のりひさ 則久 芳行	代表取締役会長		100% (18回／18回)
2	再任 あらい 新井 英雄	代表取締役社長 執行役員社長		100% (18回／18回)
3	再任 ながもと 永本 芳生	代表取締役 執行役員副社長	監査・秘書・広報・企画・関連事業・ 管理本部・事業開発推進本部・国際本部管掌 監査部担当役員	100% (18回／18回)
4	再任 ひろかわ 廣川 和彦	代表取締役 執行役員副社長	安全・建築本部管掌 安全環境統轄部担当役員	100% (18回／18回)
5	再任 みもり 三森 義隆	取締役 専務執行役員	建築本部長	100% (18回／18回)
6	再任 きみじま 君島 章兒	取締役 専務執行役員	秘書室・広報室担当役員、管理本部長	100% (18回／18回)
7	再任 さとう 佐藤 友彦	取締役 専務執行役員	企画部・関連事業部担当役員	100% (18回／18回)
8	再任 きたい 北井久美子	社外 独立役員 取締役		94.4% (17回／18回)
9	再任 ささもと 笹本 前雄	社外 独立役員 取締役		100% (14回／14回)

候補者
番 号

1

のりひさ
則久

よしゆき
芳行

再任

生年月日

昭和21年12月9日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

31,880株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年4月 住友建設株式会社入社
平成11年6月 同社土木本部PC営業統括部長
平成12年6月 同社取締役
平成13年6月 同社執行役員
平成15年1月 同社常務執行役員
平成15年4月 当社常務取締役、常務執行役員、土木事業本部副本部長兼PC営業統括部長
平成17年6月 当社専務取締役、専務執行役員
平成19年4月 当社取締役、執行役員副社長
平成20年4月 当社代表取締役
平成22年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長
平成27年4月 当社代表取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、会長就任後も後任の新井社長とともにコーポレート・ガバナンスの強化と経営体制の一層の充実に取り組み、職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

2

あら い
新井

ひで お
英雄

再任

生年月日

昭和30年1月11日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

27,621株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月 住友建設株式会社入社
平成13年7月 同社土木本部土木統括部技術部長
平成15年4月 当社土木事業本部土木統括部土木技術部長、土木事業本部プロジェクト室リニ
ューアルプロジェクト室長
平成22年4月 当社執行役員、東京土木支店長
平成23年4月 当社常務執行役員
平成24年6月 当社取締役
平成25年4月 当社専務執行役員
平成27年4月 当社代表取締役社長(現任)、執行役員社長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在、則久会長とともにコーポレート・ガバナンスの強化と経営体制の一層の充実に取り組み、経営トップとしての職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

3

ながもと
永本

よし お
芳生

再任

生年月日

昭和27年 5月10日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

22,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 株式会社住友銀行 入行
平成16年 5月 株式会社三井住友銀行 営業審査第一部長
平成17年11月 S M F G企業再生債権回収株式会社 代表取締役社長
平成19年 6月 大和証券エスエムビーシー株式会社 常勤監査役
平成21年 9月 株式会社三井住友銀行 参与
平成22年 3月 当社顧問
平成22年 4月 当社執行役員副社長(現任)、監査部担当役員(現任)
平成22年 6月 当社代表取締役(現任)、監査・広報・管理本部管掌(現任)
平成25年 4月 当社秘書管掌(現任)
平成26年 4月 当社企画・関連事業・事業開発推進本部・国際本部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

銀行在籍時代からの豊富な経験を有しており、現在当社において経営管理部門、国際部門、事業開発推進部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

4

ひろかわ
廣川

かずひこ
和彦

再任

生年月日

昭和26年10月17日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

20,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年 4月 三井建設株式会社入社
平成14年 4月 同社東関東支店建築部長
平成15年 4月 当社東関東支店建築部長
平成20年 4月 当社東関東支店長
平成22年10月 当社執行役員
平成24年 4月 当社常務執行役員
平成26年 4月 当社専務執行役員
平成26年 6月 当社取締役
平成28年 4月 当社代表取締役(現任)、執行役員副社長(現任)、安全・建築本部管掌(現任)、安全環境統轄部担当役員(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来建築部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在建築部門及び安全部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者番号 5 みもり よしたか
三森 義隆

再任

生年月日

昭和31年3月12日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

21,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 住友建設株式会社入社
平成12年1月 同社東京支店建築総括部建築部長
平成15年4月 当社東京建築支店建築総括部建築部長
平成23年4月 当社執行役員
平成25年4月 当社常務執行役員
平成27年4月 当社専務執行役員(現任)
平成27年6月 当社取締役(現任)
平成28年4月 当社建築本部長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来建築部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在建築本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者番号 6 きみじま しょうじ
君島 章兒

再任

生年月日

昭和30年7月29日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

19,818株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 住友建設株式会社入社
平成11年6月 同社管理本部総務部長
平成15年4月 当社国際事業部総務部長
平成23年4月 当社執行役員
平成24年4月 当社秘書室担当役員(現任)
平成25年4月 当社常務執行役員、広報室担当役員(現任)、管理本部長(現任)
平成25年6月 当社取締役(現任)
平成28年4月 当社専務執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来経営管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在管理本部長及び秘書室・広報室担当役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

7

さとう
佐藤

ともひこ
友彦

再任

生年月日

昭和29年3月31日生

取締役会への出席状況

18回／18回(100%)

所有する当社株式の数

22,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	三井建設株式会社入社
平成14年2月	同社経営企画本部提携・統合戦略室長
平成15年4月	当社経営企画本部経営企画部次長
平成24年4月	当社執行役員、企画部・関連事業部担当役員(現任)
平成25年6月	当社取締役(現任)
平成26年4月	当社常務執行役員
平成28年4月	当社専務執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来経営管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在企画部・関連事業部担当役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

8

きた い く み こ
北 井 久美子

再任

社外

独立

生年月日

昭和27年10月29日生

取締役会への出席状況

17回／18回(94.4%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月 労働省入省
平成4年6月 同省職業安定局地域雇用対策課長
平成6年6月 同省婦人局婦人福祉課長
平成8年4月 同省婦人局婦人政策課長
平成9年10月 同省女性局女性政策課長
平成11年7月 静岡県副知事
平成13年8月 中央労働委員会事務局次長
平成15年8月 厚生労働省大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭担当)
平成17年8月 同省雇用均等・児童家庭局長
平成18年9月 中央労働委員会事務局長
平成19年8月 厚生労働省退官
平成19年8月 中央労働災害防止協会専務理事
平成23年6月 宝ホールディングス株式会社 社外監査役(現任)
平成24年10月 東京都公安委員会 委員(現任)
平成26年6月 株式会社協和エクシオ 社外取締役(現任)
平成26年6月 当社取締役(現任)
平成26年7月 勝どき法律事務所開設

重要な兼職の状況

- ・勝どき法律事務所 弁護士
- ・株式会社協和エクシオ 社外取締役
- ・宝ホールディングス株式会社 社外監査役
- ・東京都公安委員会 委員

1. 社外取締役候補者とした理由等

- 1) 北井久美子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の幅広い見識及びこれまでの豊富な職歴による経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第14期事業報告(4.会社役員に関する事項 (4)社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏が経営する弁護士事務所と当社との間に取引関係が無いこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役にも再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 責任限定契約について

同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

9

ささもと
笹本

さき お
前雄

再任

社外

独立

生年月日

昭和25年12月24日生

取締役会への出席状況

14回／14回(100%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月	日本鋼管株式会社入社
平成11年12月	同社総務・人事部門土地活用統括グループリーダー
平成13年4月	同社総務・人事部門法務・総務統括グループリーダー
平成15年4月	J F E ホールディングス株式会社 総務・法務部門 理事
平成17年4月	同社常務執行役員 総務・法務部門長
平成17年8月	同社常務執行役員 総務部長
平成20年4月	同社専務執行役員
平成21年6月	J F E ライフ株式会社代表取締役社長
平成24年6月	J F E ホールディングス株式会社監査役(平成28年6月退任)
平成28年6月	当社取締役(現任)

1. 社外取締役候補者とした理由

- 1) 笹本前雄氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の経営に関する豊富な経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第14期事業報告(4.会社役員に関する事項 (4)社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のあるJFEホールディングスグループに長年在籍しており、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 責任限定契約について

同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

(注)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善に加え、輸出や設備投資の回復、個人消費も徐々に持ち直してきており、緩やかな回復基調にあります。今後も平成28年度第2次補正予算による公共投資を中心とした景気押し上げ効果もあり、引き続き緩やかな景気回復が続くと思われますが、資源価格の上昇や個人消費の伸びの鈍化、海外景気の不安要因などもあり、予断を許さない状況と思われます。

国内建設市場におきましては、補正予算による公共工事の上積みに加え、首都圏を中心としたインフラの整備や再開発事業などの活発な民間投資もあって、建設需要は底堅く推移しました。こうした強含みの建設投資は暫く期待できる環境にはありますが、今後は一段と建設技能労働者の不足感が強まる上、資材コストの上昇なども懸念されることから、従来以上に環境の変化に応じた慎重な判断と対応が必要になると思われます。

このような状況下、「中期経営計画2016-2018」の初年度である当期の業績は以下のとおりとなりました。

まず、連結売上高は、建設業界全体の良好な市場環境もあり、順調に積み上げることができましたが、大型工事の竣工が続いた前年度比では、完成工事高が110億円減少したため、4,039億円となりました。

次に、利益面につきましては、労務費や原材料費が強弱入り混じった動きを示したものの、概ね安定した水準であったことから、土木部門は引き続き高い利益水準を維持することができました。また、建築部門も生産効率の改善やコスト削減努力もあって、採算性が大幅に改善し、全体としても完成工事総利益率を大きく改善することができました。

この結果、営業利益は279億円（前年度比46億円増加）、経常利益は262億円（前年度比44億円増加）となり、前年度に続き合併後最高益を更新することができました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は170億円（前年度比71億円増加）となりました。

連結売上高

4,039億円

前年度比

110億円減

営業利益

279億円

前年度比

46億円増

経常利益

262億円

前年度比

44億円増

親会社株主に帰属する
当期純利益

170億円

前年度比

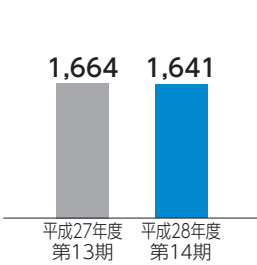
71億円増

土木部門・建築部門それぞれのセグメント業績は以下のとおりです。なお、部門ごとのデータは、内部売上高、または振替高を含めて記載しております。

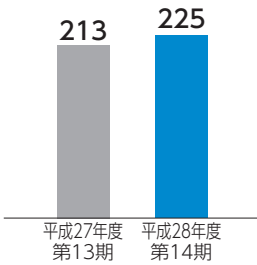
土木部門

売上高は、前年度比1.4%減の1,641億円となりましたが、完成工事総利益は高い利益水準を維持し、前年度比5.9%増の225億円となりました。

売上高 (億円)



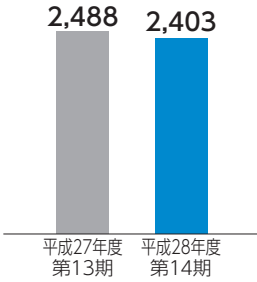
完成工事総利益 (億円)



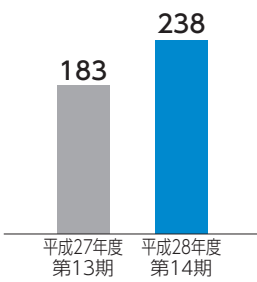
建築部門

売上高は、前年度比3.4%減の2,403億円となりましたが、完成工事総利益は工事採算性の改善により、前年度比30.1%増の238億円となりました。

売上高 (億円)



完成工事総利益 (億円)



個別の受注高、完成工事高、繰越高及び主な受注工事、完成工事につきましては、以下のとおりです。

① 当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(百万円)

工 事 部 門	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
土 木	230,407	119,176	119,664	229,920
建 築	232,845	211,378	186,038	258,185
合 計	463,253	330,555	305,702	488,106

② 当期の主な受注工事（当社）

発 注 者 名	工 事 名 称
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 淀川橋工事
ホーチミン人民委員会 都市鉄道監理局	ホーチミン市都市鉄道1号線建設工事(ベントイン〜スオイティエン間)パッケージ1a
国土交通省	国道289号1号トンネル他工事
三井不動産レジデンシャル株式会社 他9社	(仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業5-6街区板状棟建築物工事
三菱地所株式会社	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業D棟新築工事
日本電産株式会社	(仮称) 日本電産株式会社 生産技術研究所 一期新築工事

建設事業の構成比率：

土木工事 36.1%

建築工事 63.9%

官民比率：

官公庁工事 33.6%

民間工事 66.4%

③ 当期の主な完成工事（当社）

発 注 者 名	工 事 名 称
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 武庫川橋工事
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	つくばエクスプレス線、車両基地入出庫線複線化
岡山県 津山市	小田中浄水場更新事業
ヒラツカ特定目的会社	(仮称) ららぽーと平塚新築工事 (仮称) ららぽーと平塚立体駐車場棟新築工事
住友不動産株式会社	(仮称) 草加松原団地 A・B街区計画新築工事
学校法人芝浦工業大学	(仮称) 芝浦工業大学附属豊洲中学高等学校建設工事

(2) 資金調達及び設備投資等の状況

当社は、本業である建設事業に係る運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、シンジケートローン方式による資金調達を行っております。当期につきましては、前期に追加して平成28年9月に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、三井住友信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとする総額150億円のシンジケートローン契約を締結いたしました。当期末時点におけるシンジケートローン契約に基づく借入残高は合計318億円となりました。

また、前期に締結したコミットメントライン契約（総額200億円）につきましては、当初契約の期間を2年延長し、平成33年3月末日迄の契約期間といたしました。なお、当期末時点におけるコミットメントライン契約に基づく借入実行残高はありません。

当期中に実施いたしました設備投資の総額は18億円であり、主なものは、工場等設備の購入等です。

(3) 対処すべき課題

- ① 当社施工の横浜市所在マンションにおける杭工事不具合の件につきましては、平成28年9月に区分所有者の集会において建物の区分所有等に関する法律に基づく全棟の建替え決議がなされました。今後とも、当社は、建替組合様、売主様やご関係の皆様と必要に応じ協議を持ち、適宜適切に対応してまいります。
- ② 当社グループの三井住建道路株式会社及び同社関係者は、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反に関し、平成28年11月、それぞれ罰金及び懲役（執行猶予付き）の判決を受けるとともに、同社は、同年12月、営業停止処分を受けました。当社といたしましては、同社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築を指導・支援するとともに、同社を含めた当社グループの内部統制の更なる強化に努めております。
- ③ 当社は、農林水産省東北農政局が発注した土木一式工事の入札につき、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成29年4月に公正取引委員会の立入検査を受けました。本件につきましては、公正取引委員会の調査に引き続き全面的に協力してまいります。当社は、かねてより、会社を挙げてかかる不正行為の根絶に取り組んでおります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、長期的な視野にたったグループビジョンを策定し、その実現のために取り組む長期経営方針を定めております。

「中期経営計画2016-2018」では、杭工事の品質不具合の発生を教訓として、信頼の回復を第一に、全社一丸となって企業価値の向上に取り組んでおります。

① グループビジョン

グループビジョン 経営、技術、社員のそれぞれの側面から「ありたい姿」として

- ☐ 安定した収益力を確保し、持続的に成長する企業グループ
- ☐ 当社ならではの技術とサービスにより、社会的な課題に挑戦する企業グループ
- ☐ 信義と誠実を重んじ、社会建設への参画という誇りを持って、国内外に活躍の場を広げる企業グループ

ビジョン実現のための長期経営方針

長期経営方針

- **ものづくりの力の向上**…………技術開発の強化や生産システム改革によるものづくりの力の向上
- **魅力ある企業づくり**…………人材の確保、育成、活力向上を通じた魅力ある企業づくり
- **建設事業の競争力・収益力の強化**…………国内土木、国内建築、海外の事業3本柱の競争力・収益力の強化
- **環境変化に対応した収益基盤の重層化**…………新規・新領域事業の推進による収益基盤の重層化
- **CSR経営の推進**…………社会的責任を持って事業を遂行するというCSR経営の推進

② 「中期経営計画2016-2018」の概要

「信頼の回復と企業価値の向上」をテーマに、長期経営方針のうち「ものづくりの力の向上」と「魅力ある企業づくり」を計画期間中に重点的に取り組む「フォーカステーマ」といたしました。また、分野別に事業戦略を定め、諸施策を強力に推進し、業績目標の達成を目指します。

フォーカステーマ

生産システムの改革

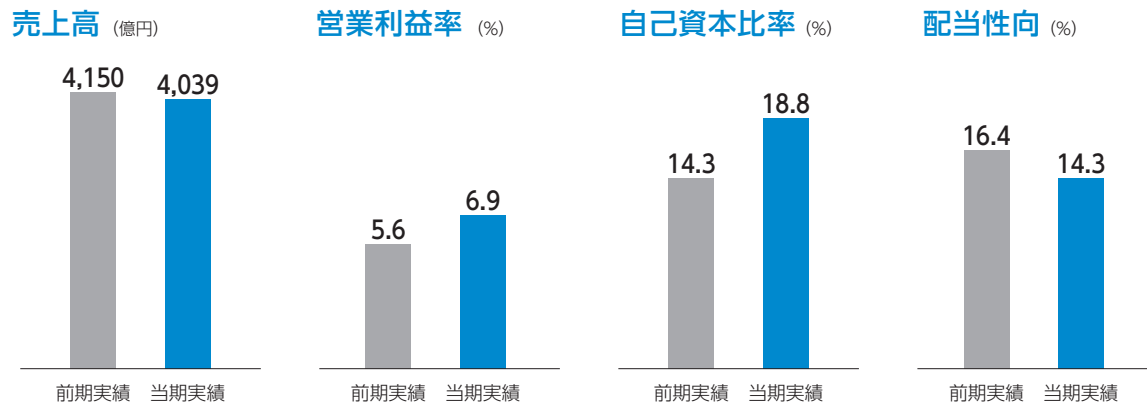
品質に対する信頼の回復が最重要課題であるとの認識のもと、品質の確保をはじめ、担い手の確保・生産性の向上など構造的な課題に対しても、生産システムの解決すべきテーマとして取り組む

人材の確保・育成・ 活力の向上

会社の根幹である「人」については、人員の逼迫や高齢化の進行などの課題に対して、人材の確保と育成に努め、活力の溢れる魅力ある企業づくりを実現する

数値計画(連結) 2018年度	売上高 4,400億円規模	営業利益率 5%以上	自己資本比率 20%以上	配当性向 20%以上
--------------------	------------------	---------------	-----------------	---------------

2018年度(計画最終年度)の数値計画(連結)に対する進捗状況は、以下のとおりとなりました。



当社グループは、本計画に総力を挙げて取り組み、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

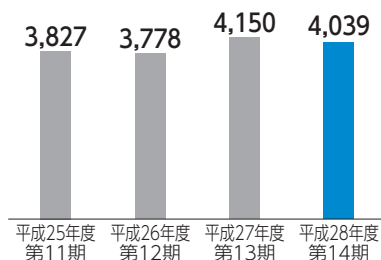
(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

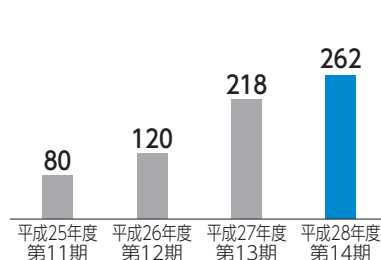
区 分	平成25年度 第11期	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期	平成28年度 第14期(当期)
売上高(百万円)	382,724	377,825	414,958	403,908
経常利益(百万円)	7,989	11,998	21,801	26,174
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,201	6,955	9,902	17,035
1株当たり当期純利益(円)	5.51	8.59	12.18	20.96
総資産(百万円)	250,716	279,450	293,663	302,152
純資産(百万円)	30,074	40,190	48,136	63,242

(注)「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

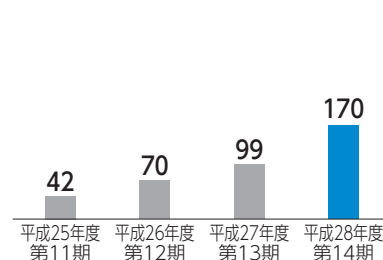
売上高 (億円)



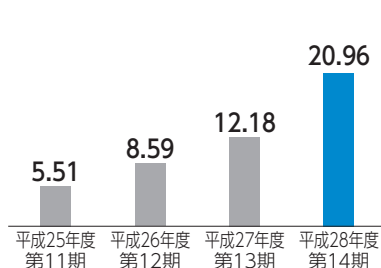
経常利益 (億円)



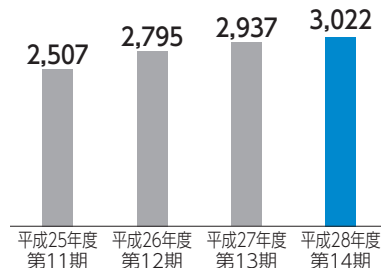
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



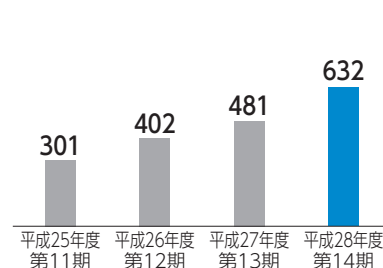
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (億円)



純資産 (億円)

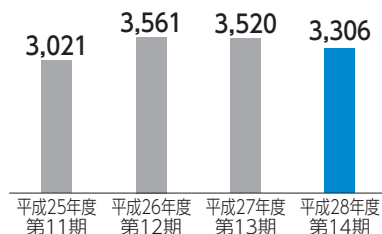


② 当社の財産及び損益の状況

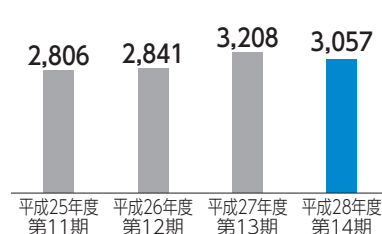
区 分	平成25年度 第 11 期	平成26年度 第 12 期	平成27年度 第13期	平成28年度 第14期(当期)
受注高(百万円)	302,131	356,144	351,997	330,555
売上高(百万円)	280,612	284,111	320,826	305,749
経常利益(百万円)	2,149	7,728	15,427	23,621
当期純利益(百万円)	1,664	5,735	7,994	16,099
1 株当たり当期純利益(円)	2.18	7.09	9.83	19.81
総資産(百万円)	191,178	218,486	234,183	242,118
純資産(百万円)	16,213	23,205	29,369	43,773

(注)「1 株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

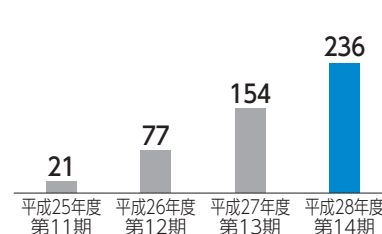
受注高 (億円)



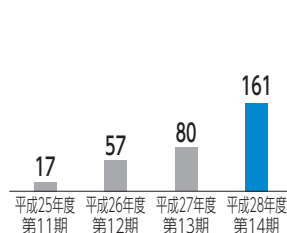
売上高 (億円)



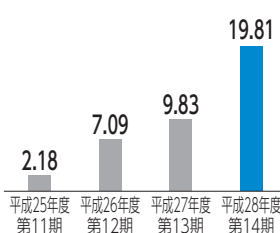
経常利益 (億円)



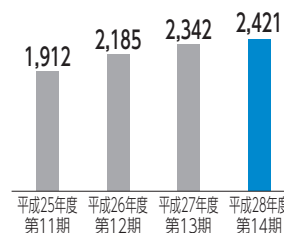
当期純利益 (億円)



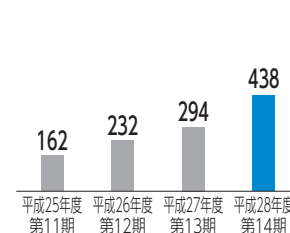
1 株当たり当期純利益 (円)



総資産 (億円)



純資産 (億円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	54.6%	道路舗装他
SMCリフォーム株式会社	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
SMCコンクリート株式会社	100百万円	100.0%	コンクリート二次製品の製造・販売他
SMC商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
SMCテック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
SMCシビルテクノス株式会社	100百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
SMCCフィリピンズ	14百万 ^{フィリピンペソ}	40.0%	総合建設業
SMCCウタマインドネシア	10,189百万 ^{インドネシアルピア}	70.0%	総合建設業
SMCCタイランド	5百万 ^{タイバーツ}	49.0%	総合建設業
SMCCコンストラクションインド	2百万 ^{インドルピー}	80.0%	総合建設業
SMCCオーバーシーズシンガポール	15百万 ^{シンガポールドル}	100.0%	総合建設業

(注) 1. 当期末における連結対象子会社は19社、持分法適用会社は1社であります。

2. SMCコンクリート株式会社は、当社子会社SMCプレコン株式会社を平成29年4月1日付で吸収合併し、SMCプレコンクリート株式会社に商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-28) 第200号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(15) 第1号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本 店 東京都中央区佃二丁目1番6号
技 術 研 究 所 千葉県流山市駒木518番地の1

支 店

北 海 道 支 店 (札幌市中央区)	静 岡 支 店 (静岡市葵区)
東 北 支 店 (仙台市青葉区)	中 部 支 店 (名古屋市中区)
東 関 東 支 店 (千葉市美浜区)	大 阪 支 店 (大阪市中区)
東京土木支店 (東京都中央区)	広 島 支 店 (広島市中区)
東京建築支店 (東京都中央区)	四 国 支 店 (愛媛県新居浜市)
国 際 支 店 (東京都中央区)	九 州 支 店 (福岡市博多区)
横 浜 支 店 (横浜市神奈川区)	

海外事務所

マ ニ ラ (フィリピン)	ジャカルタ (インドネシア)
グ ア ム (アメリカ)	バンコク (タイ)
ハ ノ イ (ベトナム)	ヤンゴン (ミャンマー)
シンガポール (シンガポール)	

② 子会社

国 内 三井住建道路株式会社 (東京都新宿区)
SMCリフォーム株式会社 (東京都中央区)
SMCコンクリート株式会社 (栃木県下野市)
SMC商事株式会社 (東京都中央区)
SMCテック株式会社 (千葉県流山市)
SMCシビルテクノス株式会社 (東京都新宿区)

海 外 施美高 (上海) 工程有限公司 (中国)
SMCCフィリピンズ (フィリピン)
SMCCウタマインドネシア (インドネシア)
SMCCタイランド (タイ)
SMCCコンストラクションインド (インド)
SMCCオーバーシーズシンガポール (シンガポール)
SMCCマレーシア (マレーシア)

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,444 名	206 名

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,349 名	37 名	47.3 歳	22.7 年
女 性	268	28	39.7	16.0
計	2,617	65	46.5	22.0

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	11,555 百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,200
株式会社三重銀行	4,050
株式会社あおぞら銀行	3,375
株式会社東京スター銀行	2,800
株式会社新生銀行	1,350
株式会社りそな銀行	1,350

2 会社の株式に関する事項

- (1) 単元株式数 100株
 (2) 発行済株式の総数 813,366,605株 (自己株式511,444株を含む。)
 (3) 当期末株主数 97,558名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持株数(単位：千株)	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,435	5.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,174	4.20%
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED, LUXEMBOURG RE LUDU RE:UCTIS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	17,190	2.11%
三井不動産株式会社	16,376	2.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	15,768	1.94%
住友不動産株式会社	15,538	1.91%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	12,100	1.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	11,859	1.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	11,854	1.46%
松井証券株式会社	10,254	1.26%

(注)持株比率の算定にあたっては、発行済株式総数から自己株式511,444株を除いております。

3 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏 名	会社における地位及び担当、重要な兼職の状況	
則 久 芳 行	代表取締役会長	
新 井 英 雄※	代表取締役社長 執行役員社長	
永 本 芳 生※	代 表 取 締 役 執行役員副社長	監査・秘書・広報・企画・関連事業・管理本部・事業開発推進本部・ 国際本部管掌 監査部担当役員
廣 川 和 彦※	代 表 取 締 役 執行役員副社長	安全・建築本部管掌 安全環境統轄部担当役員
三 森 義 隆※	取 締 役 専務執行役員	建築本部長
君 島 章 兒※	取 締 役 専務執行役員	秘書室・広報室担当役員、管理本部長
佐 藤 友 彦※	取 締 役 専務執行役員	企画部・関連事業部担当役員
北 井 久美子	取 締 役	勝どき法律事務所 弁護士 株式会社協和エクシオ 社外取締役 宝ホールディングス株式会社 社外監査役 東京都公安委員会 委員
笹 本 前 雄	取 締 役	
野 崎 正 志	常 勤 監 査 役	
加 藤 善 行	常 勤 監 査 役	
渡 辺 宗 樹	常 勤 監 査 役	
村 上 愛 三	監 査 役	紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士
長 島 讓	監 査 役	

- (注) 1. 取締役北井久美子氏及び取締役笹本前雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島讓氏は、社外監査役であります。
3. 取締役北井久美子氏、取締役笹本前雄氏、常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島讓氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 当期中の取締役の異動
- (1) 平成28年6月29日開催の第13期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。
- 取 締 役 笹 本 前 雄
- (2) 平成28年6月29日任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。
- 中 島 敏 雄 (取 締 役)

(3) 平成28年6月29日開催の取締役会において次のとおり選定され、それぞれ同日就任いたしました。()内は従前の地位であります。

代表取締役会長	則 久 芳 行	(代表取締役会長)
代表取締役社長	新 井 英 雄	(代表取締役社長)
代 表 取 締 役	永 本 芳 生	(代 表 取 締 役)
代 表 取 締 役	廣 川 和 彦	(代 表 取 締 役)

5. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成29年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏 名		会社における地位及び担当	
春 日 昭 夫	専務執行役員	技術本部長、国際本部 副本部長	
益 子 博 志	専務執行役員	土木本部長	
杉 尾 裕 嗣	専務執行役員	国際本部長	
大 槻 恒 久	常務執行役員	土木本部 副本部長 兼 工事部門統括、調達センター(土木)担当役員	
池 尻 茂 樹	常務執行役員	国際支店長付(SMCCコンストラクションインド社長)	
村 上 哲 朗	常務執行役員	土木本部 副本部長 兼 営業部門統括	
西 村 憲 義	常務執行役員	技術本部 副本部長	
端 戸 久 仁 夫	常務執行役員	東京建築支店長	
原 健 郎	常務執行役員	横浜支店長	
相 良 毅	常務執行役員	生産管理本部長	
能 森 雅 己	常務執行役員	事業開発推進本部長	
三 宅 悟	常務執行役員	東京土木支店長	
辻 良 樹	常務執行役員	国際支店長	
山 内 卓	常務執行役員	建築本部 副本部長 兼 工事部門統括、調達センター(建築)担当役員	
石 川 真 吾	常務執行役員	建築本部 副本部長 兼 営業部門統括	
佐 藤 孝 夫	常務執行役員	土木本部 技術担当	
毛 利 俊 彦	執 行 役 員	大阪支店長	
財 前 英 広	執 行 役 員	建築本部 本部次長	
碓 井 正 夫	執 行 役 員	建築本部 副本部長 兼 設計部門統括	
秋 月 伸 治	執 行 役 員	四国支店長	
雨 宮 幸 藏	執 行 役 員	東北支店長	
緒 方 滋	執 行 役 員	九州支店長	
山 地 斉	執 行 役 員	国際支店 作業所長	
長 谷 浩 志	執 行 役 員	管理本部 副本部長 兼 秘書室長	
栗 林 武 弘	執 行 役 員	土木本部 本部次長	
加 茂 裕 之	執 行 役 員	建築本部 本部次長 兼 建築工事管理部長	
加 島 賢 司	執 行 役 員	北海道支店長	

(注)平成29年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。

池 尻 茂 樹	(常務執行役員)
村 上 哲 朗	(常務執行役員)
西 村 憲 義	(常務執行役員)
原 健 郎	(常務執行役員)
能 森 雅 己	(常務執行役員)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役の全員との間でそれぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	支給額
取締役	10名	129
監査役	5名	52
合 計	15名	182

- (注) 1. 上表の員数には、平成28年6月29日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
 2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額総額25百万円以内、監査役月額総額6百万円以内であります。
 3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は上表の支給額とは別枠であり、その支給総額は25百万円であります。
 4. 上表の支給額のうち、報酬等の支給を受けた社外役員5名に対する報酬等の総額は39百万円であります。
 5. 期末現在の取締役は9名、監査役は5名であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

ア 取締役 北井久美子氏

勝どき法律事務所 弁護士、株式会社協和エクシオ 社外取締役、宝ホールディングス株式会社 社外監査役、東京都公安委員会 委員であります。いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

イ 監査役 村上愛三氏

紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士であります。当社との間には開示すべき関係はございません。

ウ 監査役 長島譲氏

平成28年6月30日まで当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の経営企画部担当部長でありました。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
北 井 久 美 子	社 外 取 締 役	当事業年度中に開催された取締役会には18回中17回(94.4%)出席し、出身分野である人事労務の豊富な知見・経験から、特に女性活躍の推進や働き方改革を含む建設業界における重要な取組課題について、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。
笹 本 前 雄	社 外 取 締 役	当事業年度在任期間中に開催された取締役会には14回中14回(100%)出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知見・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。
加 藤 善 行	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会には18回中18回(100%)、また、監査役会には17回中17回(100%)出席し、主に出身分野である金融機関で培った豊富な知見から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。
村 上 愛 三	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会には18回中17回(94.4%)、また、監査役会には17回中17回(100%)出席し、主にガバナンス、法律面の課題ならびに経営課題につき、弁護士としての専門的見地から、有益な指摘、意見を述べております。
長 島 譲	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会には18回中17回(94.4%)、また、監査役会には17回中17回(100%)出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知識・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。

(注) 上記取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

- ・各社外取締役は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、現場視察を通じ、当社の全社的な経営状況の理解に努めております。
- ・各社外監査役は、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。さらに、代表取締役との定例意見交換会にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。
- ・当社は平成28年1月に指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。同委員会は代表取締役及び非常勤の社外役員を構成員としており、各委員は同委員会において役員候補者の指名ならびに取締役の報酬について活発かつ有益な議論を行っております。
- ・社外取締役と監査役（社外監査役を含む。）は、定期的に会合を開催し、経営上の重要な課題、取締役会のあり方などについて、情報共有及び意見交換をしております。
- ・各社外役員は、取締役会その他重要な会議における審議を通じて、法令遵守体制の強化やグループ内部統制システムの運用の実効性の確保・改善に向けた提言・意見表明を積極的に行うなどしてその職責を全うしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額	104百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から報告を聴取し、必要な資料を入手して、前事業年度の会計監査実施状況の分析・評価を行うとともに、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積り算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3月（2016年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

平成28年4月20日に取締役会にて決議された「内部統制システムに係る平成28年度基本方針」は、以下のとおりです。

【基本方針Ⅰ】

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役員、社員（出向受入社員、派遣社員等を含む。）及び関係会社幹部等に対し、企業行動憲章・法令等詳説の周知活動や建設業法をはじめとする業務に関係する法令等の法令遵守教育を継続的に実施することにより、個人及び組織のコンプライアンスの向上を図り、より高い企業倫理を確立する。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づき、財務報告に係る内部統制を運用する。
- ・監査部は、当社の内部統制システムの構築・運用状況を全社的に監視する部署として、各部署のモニタリング体制及び内部統制システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を本店主管部署に促す。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に必要に応じて改善策を促す。）
- ・内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の適切な運用により、通報者が不利益にならないように配慮するとともに、牽制機能と自浄作用を強化し、より高い企業倫理を確立することにより、企業の透明性を図る。
- ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含む。）については、企画部を担当する取締役が、四半期毎に取締役会に報告する。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に報告する。）なお、取締役は、当該事業年度に係る内部統制システムの運用状況に関する評価を事業報告に記載する。

【基本方針Ⅱ】

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、各所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応する。

- ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（ＩＳＭＳマニュアル等）により、当社の保有する情報の保護・共有・活用の促進が可能な体制を整備する。また、ＩＳＭＳ教育を通じてＩＳＭＳ施策を徹底し、情報の流出防止に向けて、継続的に注意を喚起する。

【基本方針Ⅲ】

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
- ・当社の事業遂行にあたって潜在する重要なリスクを案件毎に精査し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化する。
- ・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」の浸透と定着を図る。また、具体的なリスク事例を踏まえた危機管理に関する教育を実施する。
- ・大規模災害等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、「事業継続計画（ＢＣＰ）」に定める体制を維持する。また、首都直下地震等の巨大災害への対応のため、ＢＣＰの実効性の継続的な検証・見直しを適時行う。

【基本方針Ⅳ】

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任を明確化する。また、原則毎月１回開催する取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告する。
- ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について、多面的かつ効率的な検討を加えるとともに、意思決定の迅速化を図る。
- ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議において進捗状況を把握するとともに、各本部・各支店へのヒアリング、トップへの報告を密に行い、個別工事の損益管理を徹底することにより、計画の実効性向上を図る。また、計画の進捗状況を四半期開示に合わせ、取締役会に報告する。

【基本方針Ⅴ】

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「経営理念」「企業行動憲章」等、当社グループにおいて基本的な考え方を共有するとともに、関係会社管理規則に基づく管理を実施し、関係会社各社の実状に即したコンプライアンス体制、リスク管理

体制の構築を指導・支援する等、実効性のある内部統制システムの構築・運用に継続的に取り組む。

- ・関係会社取締役社長等による職務執行の状況報告会等の機会を定期的に設け、当該状況報告会等を通じて、各社の年度経営計画の進捗状況をモニタリングし、各社の計画達成について指導・支援を行う。
- ・監査部は、関係会社各社の実状に即した内部統制システムの構築・運用状況について監査を実施する。また、関係会社所管部署（関連事業部・国際支店）は、監査指摘事項の再発防止に向け、関係会社に対し継続的に監視・指導を行うとともに、他の関係会社にも注意を促す。

【基本方針Ⅵ】

当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する専属の使用人（以下、「補助使用人」という。）を1名配置し、補助使用人が属する組織として、監査役直属の監査役室を設置している。当該体制を維持しつつ、更なる機能強化を検討する。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしている。なお、補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内及び関係会社等から収集する権限が付与されている。

【基本方針Ⅶ】

当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・内部通報窓口は、内部通報があった場合には、経営陣へ報告を行うと同時に、監査役にも遺漏なく報告を行う。
- ・当社の取締役及び使用人、ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けた者は、当社及び関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行う。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対して報告を求めることができる。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことはない。
- ・監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定例的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、代表取締役及びその他の取締役等はこれを社内各部署の長に対し周知徹底する。

【基本方針Ⅷ】

当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払等の手続き・処理等に関する事項

- ・監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求めまたは調査の実施等を自由に委託すること

ができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

【基本方針Ⅸ】

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 定期的な代表取締役との意見交換、内部監査部門との情報交換、IT環境の整備、監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役及びその他の取締役等の更なる理解促進により、監査役監査の実効性の維持・向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会にて決議された「内部統制システムに係る平成28年度基本方針」につきましては、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要な応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。そして、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。以上のことから、平成28年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。「内部統制システムに係る平成28年度基本方針」の主な運用状況は以下のとおりであります。

【職務の執行が法令・定款に適合する体制の確保に関する事項】（基本方針Ⅰ）

- ①職場において企業倫理とコンプライアンスの浸透・向上を図るため、各職場に設置している法令遵守責任者へ具体的事例を交えたコンプライアンス教育を実施し、法令遵守責任者を通じて各職場の人員へその内容の理解・浸透を図っております。
- ②内部通報及びハラスメント相談は、通報・相談があった都度、代表取締役及び監査役へ報告し、通報・相談事案の迅速かつ適切な調査・対応に努めております。また、四半期毎の内部統制委員会への「内部統制システムに係る平成28年度基本方針」進捗状況報告の中で、その経過について報告しております。
- ③財務報告に係る内部統制評価については、年間計画に基づき、評価対象範囲を選定し、整備・運用状況を評価しております。平成28年度は開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- ④年間監査計画に基づき内部監査部門（監査部）による監査を国内外関係会社を含めて実施し、監査結果については経営会議及び取締役会へ定期的に報告しております。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様。）
- ⑤杭工事不具合問題（1.企業集団の現況に関する事項（3）対処すべき課題①に記載。）について、経過を取締役会等に報告するとともに、平成28年1月13日付にて国土交通省から受けた建設業法に基づく指示処分に対する取組について、以下を実施しております。

- ・全役職員に対し、建設業法をはじめとする法令遵守教育を実施し、法令遵守の周知徹底と意識向上を図っております。
- ・工事作業所については、管轄支店において計画的に「建設業法パトロール」を実施し、建設業法遵守状況の確認や指導を行うとともに、当該パトロールの結果や課題等について、全社で情報を共有し、更に「施工体制改善小委員会」において、必要な諸施策の検討・立案・推進等を行い再発防止の徹底を図っております。

【情報の保存及び管理に関する事項】（基本方針Ⅱ）

- ①取締役の職務執行に係る文書につきましては、「文書管理規則」に基づいて適切な管理を実施しております。
- ②eラーニング等による情報セキュリティ教育を通じて、情報セキュリティの強化に継続して取り組んでおります。

【リスク管理に関する事項】（基本方針Ⅲ）

- ①「リスク管理規則」に基づき、半期毎に各部署においてリスクアセスメントを実施し、主要リスク課題の抽出、対応計画の策定と実行状況のモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告するとともにリスク顕在化の未然防止に努めております。内部統制委員会には監査役も陪席し情報の共有を図っております。
- ②杭工事不具合問題に関しましては、前年度より引き続き「危機管理規則」に基づき社長が主宰する対策本部において、進捗状況や情報の共有、対策の立案・実施等を具体的に主導しております。

【取締役の職務の執行に関する事項】（基本方針Ⅳ）

- ①取締役会を原則毎月1回（平成28年度は18回。書面決議を含まない。）開催し、取締役の職務の執行状況について定期的に報告しております。社外取締役2名の取締役会への出席は、各々以下のとおりです。
 - ・北井社外取締役（平成28年6月重任）：計17回（94.4%）
 - ・笹本社外取締役（平成28年6月新任）：計14回（100%）
- ②平成28年度を初年度とする第5次中期経営計画を策定し、公表しました。

【企業集団に関する事項】（基本方針Ⅴ）

- ①当社グループの三井住建道路株式会社及び同社関係者が独占禁止法違反に関し、有罪判決を受け、同社は国土交通省より営業停止処分を受けました（1.企業集団の現況に関する事項（3）対処すべき課題②に記載）。同社の起訴を受けて以降、当社は、同社以外の施工系関係会社についても、「談合排除プログラム」の制定ならびに各社内での周知・徹底を指導しております。また、毎年、全ての関係会

社の社長・総務部長等を対象にコンプライアンス教育を実施し、教育内容の各社内への周知展開を指導しており、企業倫理とコンプライアンス経営の理解・浸透を図っております。

- ②関係会社につきましては、グループ統制の重要性に鑑み、適正な管理の徹底を図るために、内部監査や業務プロセスの中で見出された不備・課題について、「関係会社管理規則」をはじめ、各社規則や基準、運用等の見直しを実施し、是正を図っております。また、所管部署を中心に是正取組状況や運用状況をモニタリングし、適切な管理に努めております。また、年3回、全関係会社の社長等から経営状況の報告を受け、職務の執行に係る課題を定期的に確認しております。

【監査役に関する事項】（基本方針Ⅵ～Ⅸ）

- ①取締役ならびに主要な組織の長、子会社の取締役及び監査役は、常勤監査役に適宜業務執行状況を報告しております。
- ②監査役は、経営会議への出席、各種委員会への出席や委員会資料の閲覧を通じて、その業務執行についてきめ細かく監視・検証しております。
- ③監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しており、円滑な監査役活動を支援しております。監査役室員は「監査役会規則」「監査役監査基準」により、その独立性が保障されております。

以上の運用状況を踏まえ、平成29年4月18日の取締役会にて「内部統制システムに係る平成29年度基本方針」を決議しております。平成29年度において注力する実施事項は以下のとおりです。

- ① グループ統制（ガバナンス体制、内部統制等）の強化
- ② 長時間労働の是正に向けた取組の強化
- ③ 内部通報・ハラスメント相談制度の拡充

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	257,005	流動負債	191,262
現金預金	68,122	支払手形・工事未払金等	104,111
受取手形・完成工事未収入金等	143,631	電子記録債務	26,387
未成工事支出金等	22,300	短期借入金	10,201
繰延税金資産	3,248	未払費用	7,172
その他	19,733	未払法人税等	4,681
貸倒引当金	△31	未成工事受入金	24,263
		完成工事補償引当金	801
		工事損失引当金	389
		偶発損失引当金	2,159
		独占禁止法関連損失引当金	146
		その他	10,948
固定資産	45,147	固定負債	47,647
有形固定資産	24,320	長期借入金	23,640
建物・構築物	5,073	再評価に係る繰延税金負債	285
機械・運搬具及び工具器具備品	4,260	退職給付に係る負債	18,720
土地	14,973	その他	5,001
建設仮勘定	12		
無形固定資産	2,101	負債合計	238,910
投資その他の資産	18,726	(純資産の部)	
投資有価証券	10,801	株主資本	57,786
長期貸付金	6,263	資本金	12,003
繰延税金資産	1,538	資本剰余金	523
その他	7,026	利益剰余金	45,506
貸倒引当金	△6,904	自己株式	△247
		その他の包括利益累計額	△837
		その他有価証券評価差額金	312
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	73
		為替換算調整勘定	△601
		退職給付に係る調整累計額	△617
		非支配株主持分	6,293
資産合計	302,152	純資産合計	63,242
		負債純資産合計	302,152

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	403,908
売上原価	357,484
売上総利益	46,424
販売費及び一般管理費	18,483
営業利益	27,941
営業外収益	
受取利息	679
受取配当金	135
保険配当金等	138
その他	109
営業外費用	
支払利息	539
貸倒引当金繰入額	394
その他	1,895
経常利益	26,174
特別利益	
固定資産売却益	9
資産受贈益	207
投資有価証券売却益	29
その他	30
特別損失	
固定資産処分損	118
減損損失	624
PCB処理費用	115
その他	163
税金等調整前当期純利益	25,428
法人税、住民税及び事業税	7,906
法人税等調整額	△394
当期純利益	17,916
非支配株主に帰属する当期純利益	881
親会社株主に帰属する当期純利益	17,035

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,003	523	30,131	△246	42,412	
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0	
剰余金の配当			△1,625		△1,625	
親会社株主に帰属する当期純利益			17,035		17,035	
連結範囲の変動			△18		△18	
自己株式の取得				△1	△1	
自己株式の処分		△0		0	0	
土地再評価差額金の取崩			△16		△16	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	△0	15,374	△0	15,373	
当期末残高	12,003	523	45,506	△247	57,786	

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	373	6	56	△130	△652	△345	6,069	48,136
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								0
剰余金の配当								△1,625
親会社株主に帰属する当期純利益								17,035
連結範囲の変動								△18
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								△16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△61	△10	16	△470	34	△491	224	△267
当期変動額合計	△61	△10	16	△470	34	△491	224	15,106
当期末残高	312	△4	73	△601	△617	△837	6,293	63,242

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	205,640	流動負債	156,959
現金預金	40,546	支払手形	14,286
受取手形	1,210	電子記録債務	30,707
完成工事未収入金	120,549	工事未払金	60,903
未成工事支出金	19,056	短期借入金	9,546
繰延税金資産	2,341	未払法人税等	4,207
その他	22,097	未成工事受入金	20,405
貸倒引当金	△161	完成工事補償引当金	692
		工事損失引当金	328
固定資産	36,478	偶発損失引当金	2,159
有形固定資産	7,862	その他	13,722
建物・構築物	1,377	固定負債	41,386
機械・運搬具	729	長期借入金	23,525
工具器具・備品	422	退職給付引当金	14,952
土地	5,328	その他	2,908
建設仮勘定	4	負債合計	198,345
無形固定資産	1,502	(純資産の部)	
投資その他の資産	27,113	株主資本	43,460
投資有価証券	10,032	資本金	12,003
関係会社株式・関係会社出資金	4,366	資本剰余金	398
長期貸付金	12,653	その他資本剰余金	398
長期前払費用	27	利益剰余金	31,304
繰延税金資産	1,056	利益準備金	347
その他	8,863	その他利益剰余金	30,957
貸倒引当金	△9,886	繰越利益剰余金	30,957
資産合計	242,118	自己株式	△247
		評価・換算差額等	313
		その他有価証券評価差額金	317
		繰延ヘッジ損益	△4
		純資産合計	43,773
		負債純資産合計	242,118

損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	305,702	
その他事業売上高	46	305,749
売上原価		
完成工事原価	268,674	
その他事業売上原価	23	268,698
売上総利益		
完成工事総利益	37,027	
その他事業総利益	23	37,050
販売費及び一般管理費		13,360
営業利益		23,690
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,466	
保険配当金等	127	
受取ロイヤリティー	713	
その他	55	2,362
営業外費用		
支払利息	583	
貸倒引当金繰入額	552	
その他	1,295	2,431
経常利益		23,621
特別利益		
投資有価証券売却益	12	
その他	0	12
特別損失		
固定資産処分損	95	
関係会社株式等評価損	820	
その他	241	1,158
税引前当期純利益		22,475
法人税、住民税及び事業税	6,346	
法人税等調整額	29	6,375
当期純利益		16,099

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	12,003	398	184	16,646	16,830	△246	28,987
当期変動額							
剰余金の配当				△1,625	△1,625		△1,625
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			162	△162	－		－
当期純利益				16,099	16,099		16,099
自己株式の取得						△1	△1
自己株式の処分		△0				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	△0	162	14,311	14,474	△0	14,473
当期末残高	12,003	398	347	30,957	31,304	△247	43,460

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	376	6	382	29,369
当期変動額				
剰余金の配当			△1,625	
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			－	
当期純利益			16,099	
自己株式の取得			△1	
自己株式の処分			0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△58	△10	△69	△69
当期変動額合計	△58	△10	△69	14,403
当期末残高	317	△4	313	43,773

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 英 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清 水 芳 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 英 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清 水 芳 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の三井住建道路株式会社による独占禁止法違反の件につきましては、再発防止に向けた諸施策の実施状況及び法令遵守への取り組みについて確認しておりますが、引き続き当社及び当社グループの一層のコンプライアンスの徹底と内部統制システム全般の運用強化への取り組みにつき監視・検証してまいります。また、当社が独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、今後の推移並びに当社の対応につき注視してまいります。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

三井住友建設株式会社 監査役会

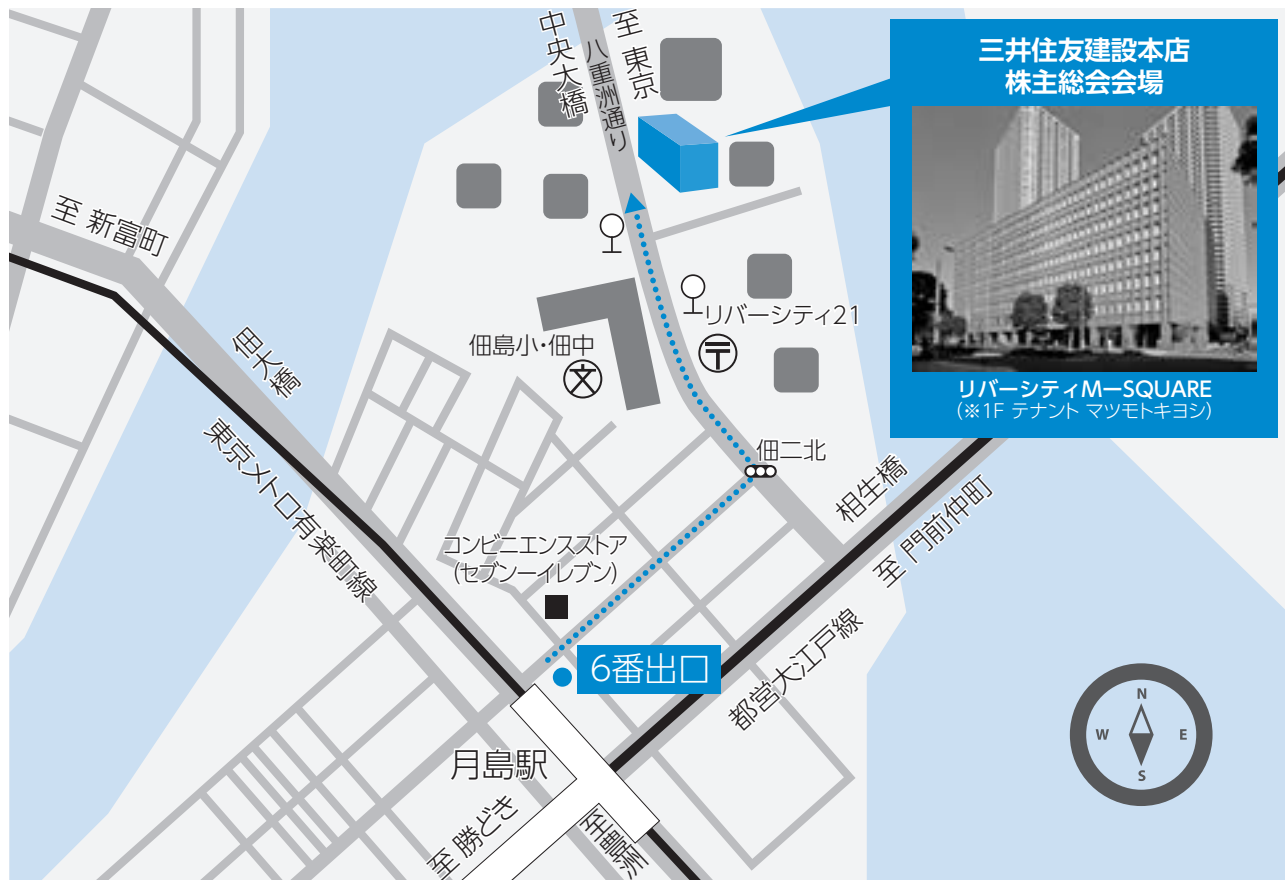
常勤監査役	野 崎 正 志	㊞
常勤監査役（社外監査役）	加 藤 善 行	㊞
常勤監査役	渡 辺 宗 樹	㊞
監 査 役（社外監査役）	村 上 愛 三	㊞
監 査 役（社外監査役）	長 島 謙	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店(2階会議室)

☎ 03(4582)3000



交通アクセス



地下鉄を
ご利用の場合

月島駅 6番出口より 徒歩9分

(ご参考)

- 有楽町線改札から6番出口まで 徒歩2分
- 大江戸線改札から6番出口まで 徒歩3分



バスを
ご利用の場合

リバーシティ21 下車 徒歩1分

東京駅八重洲口より都営バス
東16系: 東京ビッグサイト又は
深川車庫前行きにて、約16分

三井住友建設株式会社

〒104-0051

東京都中央区佃二丁目1番6号

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



株 主 各 位

定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

■ 連結計算書類の「連結注記表」	1 頁
■ 計算書類の「個別注記表」	9 頁

三井住友建設株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.smcon.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1) 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

三井住建道路(株)、SMCリフォーム(株)、SMCコンクリート(株)、SMC商事(株)、SMCテック(株)、
SMCシビルテクノス(株)、SMCプレコン(株)、SMCCタイランド、
SMCCコンストラクションインド、SMCCウタマインドネシア、SMCCフィリピンズ

SMCCオーバースーズシンガポール及びSMCCマレーシアは、重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

連結子会社であるSMCコンクリート(株)とSMCプレコン(株)は、平成29年4月1日付でSMCコンクリート(株)を存続会社として合併し、SMCプレコンクリート(株)と社名を変更しております。

三井住建道路(株)においては、連結計算書類を作成しており、同社の連結計算書類について連結しております。

同社の連結対象会社は下記のとおりであります。

三道工業(株)、雁部建設(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)コスモプランニング

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2) 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称 吉井企画(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

(株)コスモプランニング

(関連会社)

ファイベックス(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない非連結子会社（2社）及び関連会社（3社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3) 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

販売用不動産…………… 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品…………… 主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・投資不動産 ……主として定率法

(リース資産を除く)

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社については見積耐用年数に基づく定率法又は定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。(ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用)

③ リース資産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金……………

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の売上高(完成工事高)に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金……………

当連結会計年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④ 偶発損失引当金……………

当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。

⑤ 独占禁止法関連損失引当金……………

独占禁止法等の違反に関連した違約金の支払に備えるため、その支払見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 売上高（完成工事高）及び売上原価（完成工事原価）の計上基準

売上高（完成工事高）の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 消費税等の処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「偶発損失引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）
を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表等に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

建物・構築物	787百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	151
土地	9,831
投資有価証券	10
投資その他の資産「その他」	530
計	11,312

(2) 担保に係る債務

短期借入金	134百万円
長期借入金	115
計	249

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金等として担保に供している資産

現金預金	0百万円
投資有価証券	9
投資その他の資産「その他」	0
計	10

2) 有形固定資産の減価償却累計額 25,140百万円

3) 保証債務

下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っております。
従業員（住宅建設資金） 5百万円

4) 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	242百万円
受取手形裏書譲渡高	8

5) 土地の再評価

連結子会社であります三井住建道路㈱が「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と土地再評価法に基づく再評価後の帳簿

価額との差額 △692百万円

6) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額

222百万円

7) 財務制限条項

- (1) 当社は、平成26年8月6日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）7,500百万円であります。

- (2) 当社は、平成28年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（平成26年度と同一参加行）によるシンジケートローン契約を、平成28年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、同じく既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

また、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

- (3) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（平成26年度及び平成27年度と同一参加行）によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平

成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）9,500百万円であります。

(4) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（うち5行は前項と異なる取引行）によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）4,750百万円であります。

6. 連結損益計算書に関する注記
- 1) 工事進行基準による売上高（完成工事高）303,814百万円
- 2) 売上原価（完成工事原価）に含まれる工事損失引当金繰入額113百万円
7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
- 1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数普通株式 813,366,605株
- 2) 配当に関する事項
- （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,625	2.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会 (予定)	普通株式	2,438	利 益 剰余金	3.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

8. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブについては、為替変動リスク及び金利変動リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信・債権管理プログラムに沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）であり、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理し、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は外貨建ての金銭債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金預金	68,122	68,122	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金 (*2)	143,631 △27		
	143,603	143,589	△14
(3) 有価証券及び投資有価証券	7,618	7,626	7
①満期保有目的の債券	282	289	7
②その他有価証券	7,336	7,336	－
(4) 長期貸付金	6,263		
貸倒引当金 (*2)	△5,545		
	718	697	△20
(5) 支払手形・工事未払金等	(104,111)	(104,111)	－
(6) 電子記録債務	(26,387)	(26,387)	－
(7) 短期借入金	(10,201)	(10,157)	43
(8) 長期借入金	(23,640)	(23,425)	214
(9) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△10	△10	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	△5	△5	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、信用リスクを加味した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

当社では、これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その信用リスクを加味した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(5) 支払手形・工事未払金等及び(6) 電子記録債務

これらは営業債務でありそのほとんどが1年以内で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

短期借入金に含まれる1年以内返済予定の長期借入金に関しては(8)長期借入金と同様な方法にて時価を算定しております。また、その他の短期借入金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建債務の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,183百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 70円06銭 |
| 2) 1株当たり当期純利益金額 | 20円96銭 |

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用）

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金……………当事業年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- (4) 偶発損失引当金……………当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 退職給付会計にかかる会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更にに関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「偶発損失引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式等評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

5. 貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

建物・構築物	323百万円
土地	5,209
関係会社株式・関係会社出資金	369
計	<u>5,902</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	100百万円
-------	--------

2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,324百万円

3) 保証債務

下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っております。

S M C C コンストラクションインド	1,286百万円
(株)アメニティーライフ	843
S M C C マレーシア	430
S M C 商事(株)	410
その他（1件）	5
計	<u>2,977</u>

4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,593百万円
長期金銭債権	9,928
短期金銭債務	17,795
長期金銭債務	2,579

5) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額

203百万円

6) 財務制限条項

- (1) 当社は、平成26年8月6日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）7,500百万円であります。

- (2) 当社は、平成28年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（平成26年度と同一参加行）によるシンジケートローン契約を、平成28年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、同じく既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

また、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

- (3) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（平成26年度及び平成27年度と同一参加行）によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平

成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）9,500百万円であります。

(4) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（うち5行は前項と異なる取引行）によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）4,750百万円であります。

6. 損益計算書に関する注記	
1) 工事進行基準による完成工事高	254,900百万円
2) 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額	52百万円
3) 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	156百万円
関係会社からの仕入高	36,793
関係会社からの営業外収益	2,008
関係会社に対する営業外費用	363

7. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	501,516	10,394	466	511,444

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金否認額	4,582百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	3,076
未払債務否認額	1,956
関係会社株式評価損否認額	1,117
完成工事補償引当金否認額	213
工事損失引当金否認額	101
その他	1,141
繰延税金資産小計	12,189
評価性引当額	△8,647
繰延税金資産合計	3,542
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△139
資産除去債務に対応する除去費用	△3
繰延ヘッジ損益	△0
繰延税金負債合計	△143
繰延税金資産の純額	3,398

2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.4
永久に益金に算入されない項目	△1.5
住民税均等割等	1.5
税額控除	△3.1
評価性引当額の増減	0.8
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 称	所在地	資本金 又は 出資金	事 業 内 容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科 目	期末残高 (注7)
子会社	SMC コンクリート(株)	栃木県 下野市	100	コンクリート二次製品の製造・販売他	所有 直接100%	製品購入 資金貸付 役員の兼任	製品の購入 (注1)	560	工事未払金	332
							資金貸付 (注2)	－	貸付金	3,000
							利息の受取	61		
子会社	SMC 商事(株)	東京都 中央区	100	建設資材 販売他	所有 直接100%	建設資材等 購入 資金貸付 及び保証 資金借入 役員の兼任	建設資材等の 購入(注1)	18,970	支払手形	326
							資金貸付 (注3)	6,135	電子記録債務	7,233
							利息の受取	4	工事未払金	4,602
							債務保証 (注4)	410		
							資金借入 (注5)	5,036		
関連 会社	吉井企画(株)	愛媛県 松山市	10	不動産の 売買・管理	所有 直接30%	資金貸付 及び保証 役員の兼任	長期営業外 未収入金 (注6)	－	長期営業外 未収入金	3,158
							長期未払金 (注6)	－	長期未払金	2,579

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品の購入価格及び建設資材等の購入価格については、見積の提示を受け、市場価格を勘案し、交渉により決定しております。
- (注2) 資金貸付の金利については、平成22年4月1日より無利息としておりましたが、当事業年度より市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 資金貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 債務保証については、仕入先への仕入債務に対して保証しております。
- (注5) 資金借入の取引金額は、資金の借入返済が反復的に行われているため、期中の平均残高を表示しております。
- また、資金借入の金利については、市場金利を勘案して決定されております。
- (注6) 同社に対する求償金額、金融機関に対する保証履行金額を表示しております。
- (注7) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- 1) 1株当たり純資産額 53円85銭
- 2) 1株当たり当期純利益金額 19円81銭

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。